

第6期第9回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月25日(月) 午後4時00分から午後4時55分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(23名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	△	13番	藤岡健人	○	23番	佐々木諭	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	欠番	
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	△
7番	毛利武	△	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件

第5 報告第3号 地区委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 あっせん委員会の結果に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第12 議案第5号 農地移動適正化あっせんに関する件

第13 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

第14 議案第7号 平成31年度むかわ町参考賃借料指標に関する件

第15 議案第8号 平成31年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件

第16 議案第9号 下限面積(別段の面積)の設定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席者は23名です。欠席は、3番・清野薫委員、7番・毛利武委員、26番・藤江政利委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第9回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、18番・貞廣賢治委員、19番・平島道弘委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案9件の合わせて14件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計4件・6筆・52,130㎡となっています。 1番については、所有者である●●さんの後継者である●●さんがビニールハウスを増棟するため、畑作地として賃貸借権を設定していた●●さんと解約に至ったものです。なお、ハウス設置後の残面積が確定次第畑作地として利用できる面積を改めて●●さんと賃貸借権を設定する予定です。 2番から4番については、これまで耕作を行ってきた●●さんが経営規模縮小をするため解約に至っています。その後の農地利用については後の議案第3号でお諮りいたします。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。
それでは、日程第4 報告第2号「むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【報告第2号、朗読及び説明】
4ページになります。
本件のように、自ら農業のために建設する200㎡未満の農業用施設への転用の場合は、転用許可は不要でございますが、本町の場合は、その転用が正しいものであるかどうか、事務処理要領を定め200㎡未満の転用についても届出をしていただくこととしております。
今回の届出書の内容につきましては、事務局で内容を審査した結果、この転用が正当であると認められますので、3月5日付けで受理通知書を交付しております。
なお、5ページから7ページまで現況地目図・配置図等を添付しておりますのでご確認下さいますようお願いいたします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。
それでは、日程第5 報告第3号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【報告第3号、朗読及び説明】
3月につきましては、議案に記載のとおり、3月13日に川西地区委員会、川東地区委員会を開催しております。
川西地区委員会では、あっせんの申し出1件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定してございます。
川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定7件について審議し、適当と判定、また、あっせんの申し出1件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定してございます。
なお、あっせんの申し出内容については、9ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。報告第3号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。
それでは、日程第6 報告第4号「あっせん委員会の結果に関する件」を議

議	長	題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	<p>【報告第4号、朗読及び説明】</p> <p>先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。11ページになります。</p>
議	長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
10	番	1番から3番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
12	番	4番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議	長	<p>ありがとうございました。報告第4号について、質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。</p> <p>それでは、日程第7 報告第5号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	査	<p>【報告第5号、朗読及び説明】</p> <p>14ページ・15ページに申出書の写しを添付してございます。</p> <p>記載の農地については、1月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。</p> <p>計画の内容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。</p> <p>それでは、日程第8 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員、●●委員が転用者となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第1号、朗読及び説明】

17ページになります。

1番は、●●さんが牛舎を建築する案件でございます。申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。

また、申請者が農業経営上必要とする農業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。

2番の●●さんは自己住宅を、3番の●●さんは技能実習生用住宅を建築する案件でございます。申請地の農地区分は農用地区域内農地であります。本件は町の農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられた農家住宅の建築であり、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。

いずれも、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件と考えます。

18ページから31ページまで、それぞれの現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

24番 1番について現地を確認してきたので報告いたします。

本申請は、増頭などにより牛舎を新たに整備する計画です。申請地は、●●さんの経営地及び既存の施設と隣接した農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

11番 2番について現地を確認してきましたので、報告いたします。本申請は、●●さんが自己住宅を建築する4条案件であります。申請地は、現在の宅地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

15番 3番について現地を確認してきましたので、報告いたします。本申請は、●●さんが、農業経営上、技能実習生を増員するにあたり、現自己住宅だけでは手狭となるため、事業附属寄宿舍規程に基づき、農家用住宅を建築する4条案件であります。申請地は、現在の宅地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見

議 長 はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
日程第9 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第2号、朗読及び説明】

33ページになります。

1番2番は隣接地域で目的が同一のため併せての説明となりますが、春日地区にある●●さん、●●さんの所有地を、●●〈法人〉が一時転用し、砂利採取、付帯設備、堆積場を設置する5条転用の案件でございます。申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります。農用地区域内農地の一時転用は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から転用期間が3年以内であれば例外許可事由となり、本申請の工期予定は2020年4月末までの1年間の予定工期であり、3年以内となっています。

さらに、砂利採取の場合について許可事由に該当となるには次のいずれにも該当することが必要となります。

1点目に採取後の農地復元に係る担保措置が講じられていることですが、●●〈法人〉と保証契約を締結した保証書を添付資料として提出していただき確認をしています。

2点目に農地の復元計画が当該農地や周辺農地の農業上の効率的な利用を確保する見地から適当であると認められることであり、こちらは、現状、起伏がある農地であり表土約30cmから深さ3.2m、量にして約38,676㎡分の砂利を採取した後、申請法人が所有する山からの土砂を搬入し転圧不陸均しにより平地に近い農地に戻す計画であり、現状と高低をずらさない計画となっており、復元後は当該農地や周辺農地の効率的な利用に資することも認められます。以上、砂利採取に係る要件については問題ないと考え、さらに砂利採取計画の許可権者である北海道への事前協議や埋蔵文化保護のための北海道教育委員会への事前協議など、他法令に係る手続きも完了しており、町や土地改良区からの同意も得ておりますので、転用許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取を行う案件となります。

34ページから43ページまで、申請位置図・地目図・配置図・縦断図・土積計算書等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番 　1番2番について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、砂利採取の案件で採取及び復元についての内容は、事務局が説明したとおりですが、採取する期間はその区域と周辺農地との間に保安用地を設け、距離も十分にとっており耕作期の妨げにならないように計画もしておりますので転用目的、転用面積等も特に問題ないと判断しております。以上です。

議 長 　ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 　ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
日程第10 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 　【議案第3号 所有権移転関係、朗読及び説明】
45ページから、所有権移転4件です。
報告第4号でご報告申し上げましたあっせんに伴う所有権移転となっております。

つづいて、51ページから利用権設定7件です。

【議案第3号 利用権設定関係、朗読及び説明】

1番から3番の案件につきましては、出し手の経営規模縮小による利用権設定となっております。

4番から6番は報告第1号で報告しましたとおり、これまでの借り手が規模縮小のため解約に至り、それぞれ新たな耕作者と利用権を設定するものです。

7番は報告第5号でご報告申し上げました買い入れ協議により農業公社への所有権移転が完了したため、利用権を設定するものです。以上、所有権移転4件25筆、利用権設定7件12筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

所有権移転関係は、47ページから50ページ、利用権設定関係は、53ページから59ページにそれぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
日程第11 議案第4号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【議案第4号、朗読及び説明】

61ページになります。

●●さんは、平成24年から経営移譲し経営主として営農しておりますが、あっせん名簿への登録がなかったため申し込みを受けたものでございます。

なお、●●さんは経営形態にありますとおり、水稻・施設野菜・畑作となっております。経営面積等については基準を満たしております。

以上1件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
日程第12 議案第5号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第5号、朗読及び説明】

63ページになります。

以上、2件について、64ページ、65ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
日程第13 議案第6号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第6号、朗読及び説明】

67ページになります。

1番について公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。こちらは、申請者が相続により所有権を得る前から農地としては利用されていなく、50年以上前から庭木等があり宅地の一部として使用されていたとのことです。現地確認結果として申請どおり庭木等が多く植えられており、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。以上、1件、68ページに図面を添付しておりますので、ご確認の上ご審議ご決定下さいますよう、よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間経過している庭木等があり、今後、農地として利用することは難しく、「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。
日程第14 議案第7号「平成31年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第7号、朗読及び説明】

議案70ページに「平成31年度むかわ町参考賃借料(案)」を添付してございます。

本町においては、義務化されている「実勢賃借料の情報提供」を、1月から12月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。併せて、担い手の経営を守る視点か

主	査	<p>ら地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として「参考賃借料」を設定して ございます。</p> <p>参考賃借料の取り組みは、平成21年の農地法改正により、それまで標準小 作料として定めていたものが廃止となり、ただし地域の混乱や農業者の不安な などを払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。</p> <p>摘要欄の作物等については、過去、鶴川地区、穂別地区それぞれ定めていた ものを集約し今の指標としております。今回、各地区委員会を経て、総会前 に行いました四役会議で確認し、31年度においては30年度と同様の指標にて 参考賃借料（案）を本総会に上程することとしました。</p> <p>なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字の外、土地の形状、条件 等をかんがみ、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思いま すし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出 手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思います。議案説 明は以上でございますのでご確認いただきご審議ご決定くださいますよう よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、議案第7号は、原案のとおり決定することにご 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。</p> <p>日程第15 議案第8号「平成31年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料 金指標に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいた します。</p>
主	査	<p>【議案第8号、朗読及び説明】</p> <p>議案の72ページに「平成31年度農作業標準賃金・機械作業料金（案）」 を添付してございます。また、別紙にてA3拡大版の料金（案）もお配りをし ておりますのでご参照ください。</p> <p>本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じ て示しているという主旨でございます。31年度（案）を提案するにあたり、 30年度との変更点については1点となっております。変更点は農作業標準賃金 となります。これは厚生労働省の定める北海道最低賃金が改正されているこ とにより、時間当たり810円から835円に変更しております。その他の部分 については昨年と同様でございますので、このような形で定めることについ てご提案を申し上げますので、内容をご確認いただきご審議ご決定下さ いますようお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。</p>

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第8号は原案どおり決定いたします。
日程第15 議案第9号「下限面積（別段の面積）の設定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第9号、朗読及び説明】

議案74ページに設定についての（案）を添付してございます。

農地法による農地の権利取得は権利取得後の面積が北海道は2ha以上という下限面積が設定されています。ただし、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い定めることで2ha以下に設定することも可能であり、また、設定の必要性については、毎年、農業委員会で審議し、結果を公表する必要があります。

さて、本町の現状が基準に沿うかどうかですが、1点目として、2015農林業センサス等の結果から町内で2ha未満の農地で耕作している経営体数が全経営体の21.2%と約2割であり、基準である4割に満たない状況であること、また、2点目としてすでに集団的な土地利用で農地の有効利用が図られてきている現状から、集落の営農体系に支障がないようにすることが必要であります。以上を勘案しながら現行の下限面積である2haを維持し、平成31年度についてもこれまでと同様に別段の面積を設定しない旨、ご提案しますのでご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第9号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、4月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。